

大山しのぶ後援会
ニュースレター

風

■編集・発行／やしおマメ俱楽部 〒340-0815 八潮市八潮2-18-8 Tel.048-994-6000

3期目を迎えて 政治を変えていく!
その責任と期待に応えて…。

先の4月の統一地方選挙において、私は、多くの皆様のご支援により埼玉県議会議員として3期目を当選させていただきました。

私は、市民の皆様ひとりひとりの代表として、皆様の信頼と期待にしっかりと応え、改革に取り組み、政策を実行してまいります。

◆
2004年(平成16年)6月に発表された内閣府の「安全・安心に関する特別世論調査」によると、日本国民の多くが、日本は安全・安心の社会ではなくなったと考え、その理由として65.8%の国民が、少年非行やひきこもり、自殺などの社会的病理現象をあげ、64.0%の国民が多発する犯罪などによる治安の悪化を指摘しています。

このことは、国民は、経済的な危機よりも社会的病理現象や社会秩序の悪化という社会的危機に不安を感じています。この社会的危機の原因は、地域社会が崩壊しかけているところによるものが大きいのではないかと考えます。

現代の人は、我先に高く登ろうとするいがみ合いの社会を反映しているのではないでしょうか。社会のあらゆる場面でマニュアルに従って、他人を上手

「新しい時代の方向を決めるのは、
今を生きる
私たちの責任です!」



(2面へ続く)

卷頭所感	1.2.3
6月議会のご報告	4.5.6
役職紹介	6
政策ノートから	7
募集	8
プロフィール・ご意見募集	8

に操作して、自分の思い通りにできると錯覚しているのではないかでしょうか。

今日、社会のひずみは、政治・経済だけでなく、治安の悪化、道徳の荒廃といった地域社会や人々の心の分野にまで及んでいます。これらを是正し、豊かで安全な社会を実現するには、個人個人の役割と力をもう一度見直していくことが必要です。お互いに協力し、助け合って家庭、友人、地域でも一緒に生きているという感情、気概の共有に支えられて、初めて親子の関係、友人関係、地域社会が成り立つのです。

活力ある社会をつくるうえで、市場経済の活性化も大事です。しかし、グローバル社会といえ、地域経済が日本経済を支えるのが基本です。

同時に、競争原理にもとづく市場経済では勝者と敗者が生じ格差の存在を避けることはできません。市場経済を活性化するだけでなく、市場経済が要求する効率性と、民主主義の要求する公平性のバランスをとらなければ、社会は希望に満ちたものにはなりません。それぞれの自覚のもと、人と人がつながり、豊かな地域社会の創造に向けて取り組んでいくときなのです。

「地方分権改革推進法」 が施行されました。

昨年12月に成立した「地方分権改革推進法」が、本年4月1日に施行されました。

この「地方分権推進にあたっての基本的な考え方」は、地方が主役の国づくりで

①地方政府～地方行政権・自治財政権・自治立法権を有する完全自治体を目指す取り組み

②国のあり方、国のかたちそのものにかかる重要な政治改革

③将来の道州制の本格的な導入の道筋を大きな柱とし、目指すべ

き方向を (ア) 分権型社会への転換 (イ) 地方の活力を高め、強い地方を創出 (ウ) 地方の税財政基盤の確立 (エ) 簡素で効率的な筋肉質の行財政システム (オ) 自己決定・自己責任・受益と負担の明確化により地方を主役に と示されています。

本当に豊かで安全な社会 を実現します。

いよいよ私が主張してきた第2期改革への一歩を踏み出しました。
(風Vol.19参照)

私は、平成12年に初めて県議会への立候補以来、「国に負けない地方を創りたい」「自立できる地方を」「トップダウン(中央集権)からボトムアップ(地方分権)」を一貫として、政策の柱の一つとしてきました。

地方分権の改革の目的は、そうした国と地方の役割分担の見直しや、地方の財政基盤の強化といった課題を乗り越え、成長優先の政策から生活重視の改革へと転換を図ることで「ゆとりと豊かさを実感できる社会」を築き、本当に豊かで安全な社会を実現することにあります。

そのために私たち、県民(市民)も乗り越えなければならない課題が多くあります。

これから的地方自治は、与えられた政策を執行するのではなく、自ら政策を立案し、執行し、責任を負う自己決定、自己責任の地方自治です。同時に、私たち地域に住む人々が「地域(まち)」の将来に関心と責任を持ち、地域の現状や将来の見通しについて、正確な情報や問題点を共有し、主体的に議論していくことが必要なのです。

◆
「夕張ショック」といわれた北海道夕張市のような財政再建団体におちいらないよう、県民(市民)も行政サービ

3期目を迎えて 政治を変えていく! その責任と期待に応えて…。

スに対し、責任を持ち、県民(市民)自らの責任の下に、その充実を図っていく必要があります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました。

本年6月には、自治体再建法制を約半世紀ぶりに見直す「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が参議院本会議で可決成立しました。(右、別表参照) 地方公共団体は、財政の健全化について、問題があれば早急に必要な改善に取り組む必要があります。

同時に、これから政治は行革の一貫としての量的な面の改革だけでなく、質を高める改革、議会改革が必要です。いかに民意を反映できる議会に変われるのかが問われています。そして、単なるチェック機関でなく、立法議会であり、政策議会としての役割が問われています。

今日の議会制民主主義では議員はその地域の県民(市民)の代表として負託を受けているのであり、その信頼に応えるためにも議会は住民に対し、情報の提供と住民の意思を議会に反映させるため、より積極的に意見聴取等を行う必要があると考えています。

その本質は、住民の皆様が、今、何を一番望んでいるのかを理解し、それを踏まえて行動することです。私は、個人の自立と自己責任を基本とし、市民(国民)自らが汗して働いた労働への対価を得るとともに、公共的に活動する領域をお互いに担いあえる施策、社会をつくることが必要と考えています。



私は眞の豊かさを実感できる埼玉に向か、皆様と力を合わせ、課題をひとつひとつ解決してまいる所存です。お互いに力を合わせ、小さな子供からお年寄りまで安心して暮らせる社会に向け行動しましょう。今後ともご指導、ご支援をよろしくお願ひ申し上げます。

埼玉県議会議員 大山しのぶ

自治体財政健全化法が成立 =再建法制、半世紀ぶり改定

北海道夕張市の財政破綻(はたん)などを受け、財政悪化の早期是正案などを強化する地方公共団体財政健全化法が6月15日の参議院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立した。自治体再建法制を改定するのは半世紀ぶり。1年以内に施行される。

同法は、自治体の財政状況を的確に把握するため、連続実質赤字比率や長期債務などのストック面に着目した将来負担比率などの指標を新たに導入。これを住民などに毎年度公表し、数値が一定水準以上に達した場合は「財政健全化計画」の策定・公表を義務付けるなどして財政の早期健全化を促す。

さらに、危機的な財政悪化状況に陥っている場合には「財政健全化計画」の策定・公表を義務付け、総務省が予算の変更など必要な措置を勧告できる仕組みなどを導入。また、再生計画期間内の着実な債務償還を可能にするため、例外的な赤字地方債である「再生振替特例債」の発行を認める。



6月定例議会をご報告します。

6月19日(火)～7月6日(金)

平成19年6月定例会は6月19日(火)から7月6日(金)まで行われました。知事からは17の議案が提出され、審議の結果、すべてが可決、承認されました。

また議員提出案件、埼玉県住宅供給公社、埼玉県道路公社などの公社の経営報告、埼玉県環境基本計画などの基本的な計画の策定等報告などが行われました。

景観条例や インフルエンザ薬備蓄をはじめ 重要事項を可決

●議案の主なものを紹介します。

第90号議案「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」は、国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、国に準じて失業者の退職手当の受給資格要件等の改定を行うものです。

次に、**第92号議案「埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例」**は、公職選挙法の一部改正に伴い、埼玉県知事選挙における選挙運動用ビラの作成を公費負担とするためのものです。

第93号議案「埼玉県税条例及び法人等の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、地方税法の一部改正等に伴い、上場株式の配当及び譲渡所得

などに対する県民税の税率の特例措置の適用期限を延長するとともに、狩猟免許制度の改正に対応した狩猟税の税率の新設などを行うものです。

また、**第95号議案「埼玉県景観条例」**は、景観法の趣旨を踏まえ、良好な景観の形成のために必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした景観形成の推進を図るもので

県立高等学校11校の統合を行い、その名称を変更するための**第97号議案「埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例」**。

第102号議案、国の新型インフルエンザ対策行動計画に従い、抗インフルエンザウイルス薬29万人分を備蓄するためのものなどが可決されました。

議員提出で 政治倫理確立のため、 県議の資産公開条例も改正

他方、議員提出分としては、**第9号「政治倫理の確立のための埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」**で郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定および証券取引法の一部改正に伴い、規定を整備するもので、これも可決されました。



平成19年度予算の補正については、年度開始後間もない現段階では、県税収入や地方交付税等の主要な財源の見通しが明らかではないため、6月の定例議会には、一般会計をはじめ各会計を通じ、補正予算は提案されませんでした。

大山しのぶ県議は、事業の執行状況や県税収入などの財源の動向を見極めながら、県民生活の充実に向けて効率的な財政運営が行われ、効果的な政策が実施されるよう、引き続き、厳しくチェックして参ります。



10件の意見書を採択

●「安心できる介護保険制度の構築を求める意見書」

全国展開する介護サービス事業者が、悪質な介護報酬の不正請求等により処分を受け、事業から撤退する事件が生じるなど、介護保険制度への不安を払拭し、悪質な介護サービス事業者を迅速に排除するなど厳正な処分等を可能とする法整備などの必要な措置を講じること。また事業者の事業縮小、廃業等の際に、利用者を支援する仕組みを構築することを求めるもの。

活面で長期にわたる支障がある特定疾患に係る医療費の公費負担制度について、そこで国に特定疾患の指定及び公費負担対象疾患の拡大を推進するよう強く要望するもの。



●「地方分権改革の推進を求める意見書」

本年4月、「地方分権改革推進法」が施行されたことに際し、国と地方の役割分担を明確化し、権限・事務・財源を一体的に移譲すること。国と地方の税源配分を5:5とすること。地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確保することを要望するもの。



民が安心して適正な年金額を受給することができるよう強く要望するもの。

●「食の安全を確保する体制の徹底強化を求める意見書

食品加工業者による食肉の偽装事件が発覚する中、国に対し、更なる食品安全行政の強化・充実を図るとともに、地方自治体と緊密に連携するなど安全対策のための体制の徹底強化を行うことを要望するもの。

●「難病対策の充実に関する意見書」

症例数が少なく、原因不明で治療方法も未確立で生

●「バイオ燃料による食料品等の価格等への影響に関する対策を求める意見書」

●「異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書」

●「国民皆保険制度の堅持と医療提供体制の充実を求める意見書」

●「警察官の増員を求める意見書」

●「埼玉県警察へのヘリコプター増機を求める意見書」

3件の決議を採択

■「理容所及び美容所の洗髪設備設置の法的義務化について」

理容師法施行条例と美容師法施行条例のそれぞれを改正し、洗髪設備の設置の法的義務化を図るよう、条例改正を求めるもの。

■「日本の医療と国民の安心を守ることについて」

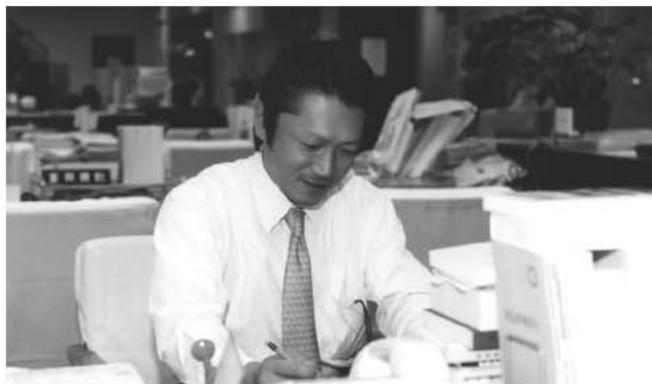
地域住民が安心できる医療提供体制の再構築と国民の生命と健康を確保し、国民が「格差」に苦しむことなく、安心して暮らせる社会を目指すための制度整備を求めるもの。

■「下垂体機能障害をはじめとする多くの難病について県単独疾患として指定することについて」

「下垂体機能障害」をはじめとする多くの難病について、埼玉県の県単独疾患に指定し、患者の経済負担を軽減することで、誰もが安心して最善の治療を受けられるよう求めるもの。

■意見書と決議■

県議会は、県の公益に関する事項について、国会や関係行政庁に意見書を提出します。また、決議という方法で意見を表明することもあります。



■意見書とは…地方自治法第99条の規定に基づき、県議会は、県の公益に関することについて議会としての意思を、意見としてまとめた意見書を国会又は関係行政庁に提出することができます。

議員が発案して本会議にはかり、議長名で関係機関に提出します。

意見書の案は、議員が提出し、本会議でその可否を決めています。

■決議とは…政治的な効果を期待して、県議会の意思を内外に明らかにするものです。意見書とちがって法的な根拠はありません。



**声を聞きたい伝えたい—今期もミニ集会を開催します。
開催希望の方、お気軽に事務所までご連絡下さい。**

■お問い合わせ、連絡先は
Tel. **048-994-6000**

大山しのぶ県議の新たな役職が決まりました！

●地域振興対策特別委員長 ●環境農林委員も兼務

県議会には特定の重要な事項を審査するため議会が必要なときに議決によって設置される特別委員会が7つあります。今回、大山しのぶ県議は、その中の地域振興対策特別委員会の委員長に就任しました。

この委員会は13名の議員からなり、中小企業の振興、雇用、企業誘致、中心市街地の活性化、景気浮揚並びに観光に関する総合的対策を審査するものです。

大山県議は、これまでも産業労働企業委員会委員長として第三者保証人を必要としない無担保融資(スーパーサポート資金)の実現、制度融資の充実など、中小企業振興、県内労働環境の向上に努めてきました。今回まさに得意分野での委員長就任です。

早速、中小企業及び雇用の現状並びに今年度の取組について審査を行い、「埼玉県の女性の労働力率が、子育て期に離職する、いわゆる、M字カーブの底が全国平均よりも低い」現状や「若者自立支援センター埼玉の



利用者約8,600人のその後の自立状況」「4月からチャンスメーカー埼玉戦略の成果見通し」などを議論。「女性の就業支援を積極的に進めること」、「障害者の就労支援に積極的に取り組むこと」、「県がリーダーシップを發揮し、企業誘致を進めること」などを提言、その実現に取り組んでいるところです。

また、同時に環境農林委員も兼務。自らも農業を行っている経験を生かし、環境保全対策、自然の保護及び緑化対策、農林水産業の振興、農村の生活環境の整備などを進めて参ります。

政策動向

最近考へている事 ノートから

「京都議定書」 その後…。

本年の夏も猛暑で集中豪雨による洪水の被害が発生し、また世界各国、各地での異常高温、渇水、洪水が多発しております。これらの異常気象の大きな要因は、地球温暖化の影響と考えられており、10年前の地球温暖化防止京都会議では、温暖化ガス排出量削減という重要な一步が踏み出されました。

■温暖化防止の目標達成が困難。

しかし、対基準年1990年比日本6%減の目標が、環境省の発表によると、2005年度では8.1%の増となっており、増加分を合わせると14%以上削減しなければならず目標達成に、ほど遠いのが現実であります。

このままでは削減どころか、温室効果ガスは大幅に増大の一途を辿ることになります。埼玉県においては特に運輸部門や民生部門（業務及び家庭からの発生量）が伸びており、これは、我々の生活がエネルギーを大量に浪費するスタイルに進んでいることを裏付けています。

2003年における本県の温室効果ガス排出量は、7.2%の増加となり、基準年比-6%という目標からは、13.2%上回った結果となっています。

また、酷暑日、熱帯夜共に明らか

に増えており、この百年で約1°C気温が上がったというデータもあります。

2006年、中央環境審議会地球環境部会において、「気候変動に関する今後の国際的な対応について」の中間報告の中に、気温上昇とその科学的知見が示されています。

それによると、

- ①気温上昇1°Cでは、脆弱な生態系に対する影響が一部で顕在化する
- ②気温上昇2~3°Cになると地球規模で悪影響が顕在化する
- ③気温上昇3°Cを超えると地球規模での気候システムを保つレベルを超えて海洋深層循環の停止などが生じるおそれがあり、このためには、少なくとも2°C以下に気温上昇を抑制することが、悪影響の未然防止になり、長期目標として妥当である と述べています。

■形骸化した「京都議定書」。

しかしながら、地球温暖化を食い止めるため、先進国に温室効果ガスの削減を課した「京都議定書」の取り組み開始を来年に控えて、目標達成に向けた足並みが、崩れています。議定書を離脱したアメリカやオーストラリアに続き、カナダが目標断念を表明。温暖化の脅威に立ち向かう第一歩となるはずの議定書は試練に立たされています。

■ポスト京都議定書の動き。

今年はドイツでの主要国首脳会議（6月）に続き、IPCCの第4次統合報告書採決、インドネシアでの第18回気候変動枠組み条約締約国会議など「ポスト京都議定書」に向けた動きが本格化します。

京都議定書から離れたアメリカに

も動きがあります。今年のブッシュ大統領の一般教書演説に始まり議会には、排出量取引制度の導入や大幅な排出削減を目指に盛り込んだ法案が提案されています。

また、これまで、京都議定書に難色を示していた中国も「ポスト京都議定書」交渉に積極的に参加する意向を表明しています。

持続可能な循環社会を構築する上でも気候変動問題という複雑かつ困難な課題の解決に向け国際枠組みの制度設計を早めに検討する必要があります。地球温暖化防止に向け、「京都議定書」の生みの親として、日本が世界をリードする創造的な提案を積極的に提示していくことが国際社会における責務なのです。

■今、地方自治体の役割は…。

温室効果ガスの削減は、地方自治体も大きな役割を担っており、地域住民と地方自治体の強力なパートナーシップなしには達成しません。現実を直視し、速やかに市町村と連携した温室効果ガス削減計画をつくり実践に移すべきです。

また、持続可能な発展のためには、エネルギー、資源、交通などの物理的なシステムから、経済の発展を妨げないコストの軽減や、それに伴う税、社会保障体系、社会インフラに至るまでの行政制度、社会経済システムを早急に築く必要があると考えます。すなわち、環境への取組を環境のためだけでなく、経済的・社会的問題の解決につなげる必要があり、経済問題、社会問題を解決するために環境政策を位置づけるべきなのです。

NEWS

地城ニュース

募集いたします。

第6回 大山しのぶ 連合後援会 ゴルフコンペ

- 日時：10月24日（水）8:00～
 - 会場：浅見カントリー倶楽部
 - 会費：17,000円

プレー、乗用カート、キャディフィー、昼食、パーティー、賞品を含みます。飲み物代、売店代は各自清算してください)。 **※雨天決行**

● 申し込み方法

事務所にご連絡ください。所定の申込用紙にご記入の上、お申し込み戴きます。

●受付期間

※定員になり次第、締め切ります。

大山忍(おおやま・しのぶ)プロフィール

- 昭和32年6月5日 八潮市八潮生まれ(50歳) ●八潮町立第三小学校～草加市立高砂小、私立早稲田中学・早稲田高校を経て、成蹊大学工学部卒。 ●昭和61年から国会議員秘書経験12年。
 - 平成9年八潮に戻り、家業の農業を継ぐ。 ●平成12年、埼玉県議会議員に初当選。(現在3期)
 - 現在、県議会・環境農林常任委員会委員、地域振興対策特別委員会委員長、予算特別委員会委員、図書室委員会委員、八潮市体育協会副会長を務める。



埼玉県議会議員 大山しのぶ 連合後援会

→ホームページをご覧ください。 <http://www.s-oyama.com>

埼玉県八潮市八潮2-18-8 パークアヴェニューK 電話 048-994-6000 Fax 994-6001

再生紙使用 ©PASS®2007 デザイン・意匠等の無断転用を禁じます。

大山しのぶ・ご意見募集

FAX番号は 048-994-6001

埼玉県をもっとステキにしたい。政治をもっと身近にしたい。こんな思いで、埼玉県から新しい風を起こすため、活動しています。ご意見、ご要望、メッセージをご記入の上、事務所宛にファックスでお送り下さい。